

令和 8 年度第 1 回指定管理者制度 モニタリング会議資料

令和 8 年 4 月 22 日

神奈川県総務局組織人材部行政管理課

目 次

議題 1	令和 7 年度における指針改正の概要	3
議題 2	モニタリング会議における制度適用の有効性の確認方法	6
議題 3	令和 7 年度モニタリング会議のふりかえり	8
議題 4	令和 8 年度モニタリング会議の予定	10

<参考資料>

- 1 指定管理者制度の運用に関する指針（令和 8 年 3 月改正）
- 2 指定管理者制度における賃金スライド制度の運用マニュアル
- 3 指定管理者制度における賃金スライド制度の運用マニュアル様式集
- 4 指定管理者制度モニタリング会議の概要
- 5 手続きの流れとモニタリング会議との関係
- 6 指定管理者制度モニタリング会議設置要綱
- 7 指定管理者・指定期間・利用料金制導入状況一覧（令和 8 年 4 月 1 日現在）

議題 1 令和7年度における指針改正の概要

1 改正の趣旨

指定管理者制度は、公の施設における県民サービスの向上や管理経費の節減等を目的として導入しており、県は民間事業者のノウハウを活用することで、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応してきた。

しかし、賃金水準の上昇や一者応募の増加など、近年は、制度を取り巻く環境が大きく変化していることから、指定管理業務への参入を希望する民間事業者が応募しやすい条件を整備し、適切な競争性を確保するため、「指定管理者制度の運用に関する指針」（以下「指針」という。）を改正した。

2 改正の内容

（1）賃金上昇に対応した指定管理料の見直し（賃金スライド制度の導入）

近年、人件費の変動が大きく、各施設の管理運営に影響を及ぼしていることから、雇用労働条件の改善や事業者の健全経営及び適正なサービス水準を確保するため、賃金スライド制度を導入した。

ア 対象施設

原則として、全ての指定管理施設を対象とするが、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく指定管理施設など、個別の事業契約等により調整を実施している施設は対象外。

イ 賃金スライド額の算出方法

指定期間2年目以降の指定管理者の人件費について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額（増減額）を算出する。

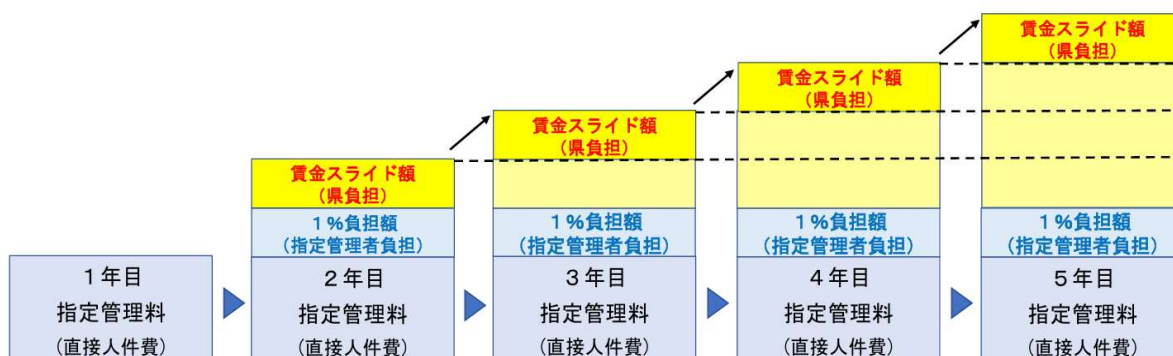
この見直し額のうち、指定期間初年度の直接人件費の1%を超えて増減した額を賃金スライド額とする。

<イメージ図：賃金が上昇し続けるパターン>

【賃金水準の変動率を求める指標】

正規雇用職員等：神奈川県人事委員会が公表する民間給与実態調査

臨時雇用職員等：神奈川県労働局が公表する神奈川県最低賃金



(2) 施設の魅力向上に向けた選定基準の見直し（加点項目の導入）

民間のノウハウに基づく事務事業へのアイデアは、県民サービスの向上と併せて、各施設が置かれている管理運営上の課題解決にも有効な手段であることから、各施設の魅力向上に向けた事業者からの提案内容をより重点的に評価できるようにするため、選定基準の中項目に加点項目を導入した。

ア 対象施設

原則として、全ての指定管理施設を対象とするが、社会福祉施設等に関しては、配点移行の仕組み（「Ⅱ 管理経費の節減等」から「Ⅰ サービスの向上」へ 15 点以内で配点を移行できる仕組み）を活用する場合、更なる加点項目の導入までは任意とした。

イ 加点項目の内容

加点項目は、選定基準の大項目「Ⅰ サービスの向上」を対象とした施設の魅力向上につながる中項目として設定し、配点は 15 点以内とする。

また、加点項目の設定にあたっては、各施設の特性に応じ、次の 2 種類から選択（併用可）する。

種類	内容
課題提案型	施設所管局が設定した特定課題の解決に向けた新たな事業提案を評価
自由提案型	事業者が自由に設定する課題の解決に向けた新たな事業提案を評価

【参考】評価項目の設定内容

評価項目			
大項目（共通）	中項目（共通）	小項目	基本的な配点
Ⅰ サービスの向上	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設の特性に応じ、県が選定にあたって重視する視点を反映して作成	55 点
	(2) 施設の維持管理		
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金		
	(4) 事故防止等安全管理		
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり		
Ⅱ 管理経費の節減等	(6) 節減努力等		20 点
Ⅲ 団体の業務遂行能力	(7) 人的な能力、執行体制		25 点
	(8) 財政的な能力		
	(9) コンプライアンス、社会貢献		
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護		
	(11) これまでの実績		
I の加点項目	(12) 大項目「Ⅰ サービスの向上」を対象とした施設の魅力向上につながる中項目		15 点以内

(3) 管理経費の節減努力に関する評価方法の見直し（絶対評価方式への改正）

非公募の施設や一者応募の施設の場合でも、節減額（納付金施設の場合は加算額）を適切に評価点に反映することで、経費節減に向けた努力を促すため、従来の提案額に基づく相対評価の方式から、県の積算価格からの節減率（納付金施設の場合は加算率）に基づく絶対評価の方式へ改正した。

ア 県が指定管理者に対して指定管理料を支払う施設の評価方法

$$\begin{array}{l} \text{「Ⅱ管理経費の} \\ \text{節減等」の配点} \end{array} \times \frac{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} - \text{指定管理料の提案額}}{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} \times \text{節減上限率（※）}}$$

イ 指定管理者が県に対して納付金を納める施設の評価方法

$$\begin{array}{l} \text{「Ⅱ管理経費の} \\ \text{節減等」の配点} \end{array} \times \frac{\text{納付金の提案額} - \text{納付金の積算価格（最低額）}}{\text{納付金の積算価格（最低額）} \times \text{加算上限率（※）}}$$

※ 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。

※ ダンピング防止等の観点から、節減上限率及び加算上限率は、一般業務委託に適用される最低制限価格率を基に設定し、積算価格から一定以上節減又は加算した提案は一律満点とする。

※ 評価点は小数点以下切上げとする。

議題2 モニタリング会議における制度適用の有効性の確認方法

1 経緯

(1) 指針上の位置付け

本県の指針では、指定期間満了後も指定管理者制度による管理運営を継続しようとする場合、現在の指定管理者の管理運営状況を総括して評価を行った上で、指定管理者制度による管理運営の有効性を確認することを定めている。

具体的には、次のプロセスを経て、制度継続の決定に関する議会報告を行っている。

ア 施設所管課による総括評価と指定管理者制度モニタリング会議における確認

指定期間開始の前々年度のタイミングで、①施設所管課は現在の指定管理者の管理運営状況を総括して評価を実施する。①の結果を踏まえ、行政管理課が主催する②指定管理者制度モニタリング会議において、指定管理者制度による管理運営の有効性を確認する。

イ 働き方・行政改革推進本部幹事会における制度継続の決定と議会報告

②で有効性が確認できた後、③働き方・行政改革推進本部幹事会（庁内）において、制度継続の可否及び募集条件案を決定し、④施設所管課は所管常任委員会へ報告する。

【制度継続の方針決定に関する議会報告のプロセス（４段階）】

時期		概要	役割・権限
指定期間開始の前々年度	5月中旬～ 6月下旬	①モニタリング評価 ➤施設所管課は、指定管理者から提出された実績報告書等を基に年度モニタリングを実施し、 <u>管理運営状況を総括して評価を実施する。</u>	施設所管課
	7月下旬～ 8月上旬	②制度による管理運営の有効性の確認 ➤①の結果に基づき、行政管理課が主催する指定管理者制度モニタリング会議において、 <u>指定管理者制度による管理運営の有効性を確認する。</u>	指定管理者制度モニタリング会議 (外部有識者)
	8月中旬～ 8月下旬	③制度継続の可否及び募集条件案の決定 ➤②の結果に基づき、行政管理課が主催する働き方・行政改革推進本部幹事会において、 <u>制度継続の可否及び募集条件案を決定する。</u>	働き方・行政改革推進本部幹事会 (庁内会議)
	9月	④制度継続の可否及び募集条件案の報告 ➤③の結果に基づき、施設所管課は所管常任委員会において、 <u>制度継続の可否及び募集条件案を報告する。</u>	所管常任委員会 (議会)

(2) 指定管理者制度モニタリング会議での意見

令和7年4月17日に開催された令和7年度第1回指定管理者制度モニタリング会議（以下「モニタリング会議」という。）において、モニタリング会議の役割を見直すべきとの御意見をいただいた。

【令和7年度第1回モニタリング会議における委員の発言要旨】

- 指定管理者制度の運用に関する指針には、モニタリング会議の役割として、「指定管理者制度による管理運営の有効性を確認」と書かれているが、そもそも制度の有効性や継続の妥当性を問うには、類似施設や直営施設との比較データなどが必要であり、現状のモニタリング会議では、そうした判断材料はないため、制度の有効性・妥当性までを論理的に導くことは困難である。
- モニタリング会議の中で委員が判断できるのは、施設所管課と行政管理課に状況を聞きながら、個々の指定管理者による管理運営状況がどうであったのか、そして、施設所管課による政策のパフォーマンスはどの程度向上したのか、この2つの問いに関する有効性までと考える。

(3) 議会からの指摘内容

議会からは、目標設定の妥当性、収支状況の適正な確認、モニタリング会議における外部有識者からの意見の反映、利用者や指定管理者からの要望等の反映など、制度評価の総括等を次期募集条件の見直しに繋げ、PDCAを改善していく仕組みの構築について、御意見をいただいている。

2 課内の検討状況

モニタリングの会議の役割は今後も維持していくことが望ましく、事務局としては、制度の有効性や継続の妥当性を問うことのできる判断材料を委員の皆様に表示できるよう、現行の様式（管理運営状況総括調書）を見直す方向で対応していきたいと考えている。

3 今後の想定スケジュール

～令和8年5月 様式改正（素案）の検討

～令和8年8月 モニタリング会議で様式改正（素案）を説明・意見聴取

令和8年度中 庁内意見照会・様式改正・モニタリング会議委員への報告

議題3 令和7年度モニタリング会議のふりかえり

1 会議対象施設

(1) 指定期間4年度目施設の管理運営状況総括(28募集単位)

施設名	施設所管課
(1) 塚山公園 (2) 保土ヶ谷公園 (3) 三ツ池公園 (4) 葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地 (5) 湘南海岸公園 (6) 城ヶ島公園 (7) 恩賜箱根公園 (8) 辻堂海浜公園・湘南汐見台公園 (9) 観音崎公園 (10) 東高根森林公園 (11) 相模原公園 (12) 大磯城山公園 (13) 七沢森林公園 (14) 四季の森公園 (15) 座間谷戸山公園 (16) 津久井湖城山公園 (17) 茅ヶ崎里山公園 (18) あいかわ公園 (19) 相模三川公園 (20) おだわら諏訪の原公園 (21) 境川遊水地公園 (22) 山北つぶらの公園	都市公園課
(23) 相模湖公園・相模湖漕艇場 (24) 秦野戸川公園・山岳スポーツセンター	都市公園課・スポーツ課
(25) 県営住宅等(横浜等地域) (26) 県営住宅等(川崎地域) (27) 県営住宅等(相模原等地域) (28) 県営住宅等(横須賀三浦地域)	公共住宅課

(2) 指定期間2年度目施設の個別確認(3施設)

施設名	施設所管課
(1) 由比ガ浜地下駐車場 (2) 片瀬海岸地下駐車場	道路管理課
(3) 大磯港	河港課

(3) その他（2施設）

施設名	施設所管課
(1)相模湖交流センター	土地水資源対策課
(2)湘南港	河港課

2 委員からの御指摘

○管理運営状況総括調書の表現の見直しについて

指定期間4年度目の施設所管課が記載する様式（管理運営状況総括調書）の「今後の対応」について記載する欄に、「引き続き指定管理者制度により施設の管理を行う」との表現があるが、施設所管課が制度継続の決定権限を持っていないのであれば、「行うことが望ましい」のような表現とすべきではないか。

【令和8年度会議に向けた対応】

制度上、現指定期間満了後に指定管理者制度による管理運営を継続するかは、働き方・行政改革推進本部幹事会において庁内オーソライズを得てから議会報告を行うこととなっているため、誤解を招かない表現とするよう、記載例等を改め、施設所管課に周知する。

○モニタリング結果報告書の備考欄の活用について

指定期間2年度目の施設所管課が記載する様式（モニタリング結果報告書）の各評価項目の「備考」欄がほとんど空白となっている。冒頭の「総合的な評価」の欄には、それぞれ2、3行の説明が書かれているが、各評価項目のページには説明がないので、都度、冒頭ページに戻って確認しないと事情がわからない。

会議の中で説明を受ければ理解できるが、資料を読んだだけでは理解できないというのは、いかがなものか。

公の施設の管理ということで、最低限、利用状況については「備考」欄にしっかりと記載することが必要なことではないか。

【令和8年度会議に向けた対応】

定量評価だけでは読み取れない事情等について、資料を読まれる方が冒頭ページに戻らずとも把握できるよう、各評価項目の「備考」欄に適切な説明を記載することを記載要領に定め、施設所管課に周知する。

3 会議開催後の変更点

(1) 施設のあり方を含めた検討のため、指定期間の延長を決定した施設

施設名	延長期間
都市公園（26施設） 相模湖漕艇場 山岳スポーツセンター	R9.4.1 から R11.3.31 までの2年間

議題 4 令和 8 年度モニタリング会議の予定

1 現地調査

日時：令和 8 年 6 月 1 日（月）13:30～16:00 頃

場所：大船フラワーセンター（JR 東海道線・横須賀線 大船駅 西口徒歩 16 分）

施設所管課：農政課

指定管理者：アメニス大船フラワーセンターグループ

〔(株) 日比谷アメニス、(公財) 鎌倉市公園協会、(株) 日比谷花壇、
相鉄企業(株)〕



（「日比谷花壇大船フラワーセンター」ホームページより）

2 定期会議

(1) 第2回会議

時期：7月中下旬（平日午後）

会場：県庁周辺の会議室

議題：指定期間4年度目「管理運営状況総括」の対象施設

対象施設：

- ・伊勢原射撃場（スポーツ課）
- ・大船フラワーセンター（農政課）
- ・津久井やまゆり園（障害サービス課）
- ・芹が谷やまゆり園（障害サービス課）
- ・愛名やまゆり園（障害サービス課）[*]
- ・厚木精華園（障害サービス課）[*]
- ・三浦しらとり園（障害サービス課）
- ・神奈川県総合リハビリテーションセンター（県立病院課）[*]
- ・湘南港（河港課）
- ・葉山港（河港課）

[*]指定期間を2年間延長した施設（延長期間：令和8、9年度）

(2) 第3回会議

時期：8月以降（平日午後）

会場：県庁周辺の会議室

議題：指定期間2年度目「個別確認」の対象施設

管理運営状況総括調書の改正について

対象施設：

- ・かながわアートホール（文化課）
- ・スポーツ会館（スポーツ課）
- ・武道館（スポーツ課）
- ・西湘スポーツセンター（スポーツ課）
- ・秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター（自然環境保全課）
- ・真鶴港（河港課）

3 スケジュール案

令和8年4月下旬	第2回会議の日程照会及び開催候補日の決定
令和8年6月1日	現地調査の開催
令和8年5月	第3回会議の日程照会及び開催候補日の確定
令和8年7月上旬	開催通知の送付
令和8年7月中下旬	第2回会議の開催
令和8年8月以降	第3回会議の開催